

株式等振替制度及び決済照合システムに係る手数料に関する規則の一部改正について

平成 28 年 3 月 25 日
(株)証券保管振替機構

1 改正の趣旨

株式等の振替手数料は、証券市場の活性化、競争力向上に寄与するため、平成 17 年 4 月に件数基準を導入して以降、段階的に引き下げてきているが※、昨今の業績推移や事業環境等を踏まえ、標準料率を現行の 130 円/件から 100 円/件へと引き下げる改正を行うこととする。

また、同様に、決済照合システムの約定照合手数料及び決済照合手数料についても、料率を引き下げる改正を行うこととする。

※ 平成 17 年 4 月に標準料率を 200 円/件とする件数基準を導入して以降、平成 18 年 4 月に 180 円/件、平成 21 年 4 月に 160 円/件、平成 22 年 4 月に 150 円/件、平成 23 年 4 月に 140 円/件、平成 24 年 4 月に 130 円/件とする段階的な引下げを行っている。

2 改正の概要

(1) 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

- 振替株式の 1 件当たりの振替手数料の料率を次のとおり引き下げる。

	現 行	変更後
一般振替（標準料率※）	130 円	100 円
区分口座間振替	13 円	10 円
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替（標準料率※）	65 円	50 円

※ 一般振替の軽減料率（① 1 日当たり 6,000 件を超える部分、② 1 日当たり 500 件以下の部分、③ 単元未満の部分）及び日本証券クリアリング機構の決済に係る振替の軽減料率（① 1 日当たり 4,000 件を超える部分、② 1 日当たり 500 件以下の部分）の軽減率は、現行どおり標準料率の 50%とする。

- 振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替新投資口予約権、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権についても、振替株式に準じた料率（一般振替：100 円/件、区分口座間振替：10 円/件、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替：50 円/件）とする。

(2) 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（(別表) 決済照合システム手数料表）の一部改正

- 1 件当たりの約定照合手数料の料率を次のとおり引き下げる。

業務フロー	課金対象者	現 行			変更後		
		株式等 (売買)	株式等 (貸借)	債券等	株式等 (売買)	株式等 (貸借)	債券等
「二者間センタ・マッチング」型 「三者間センタ・マッチング」型	運用指図データの送信者	5 円	5 円	5 円	4 円	4 円	4 円
	売買報告データの送信者	18 円	22 円	35 円	14 円	18 円	27 円
	売買報告承認データの送信者	23 円	27 円	40 円	18 円	22 円	31 円
「スルー」型 「運用指図サポート対象外」型 「プロパー取引」型	運用指図データの送信者	5 円	5 円	5 円	4 円	4 円	4 円
	売買報告データの送信者	13 円	17 円	30 円	10 円	14 円	23 円
	売買報告承認データの送信者	13 円	17 円	30 円	10 円	14 円	23 円

※ 運用指図配信サービスを利用する運用指図データの送信者に係る手数料の料率は、現行 1 件当たり一律 8 円であるものを 1 件当たり一律 7 円に変更する。

※ 上記のほか、新規記録情報データ及び新規記録情報承認データの送信者に係る手数料の料率は、それぞれ「プロパー取引」型の売買報告データ及び売買報告承認データの送信者に準じた料率とする。また、基準価額データ等の送受信者に係る手数料の料率は、「スルー」型の運用指図データの送信者に、受渡代金データ等の送受信者に係る手数料の料率は、「スルー」型の株式等（売買）に係る売買報告データの送信者に、それぞれ準じた料率とする。

- ・ 1件当たりの決済照合手数料の料率を次のとおり引き下げる。

	現 行			変更後		
	株式等 (売買)	株式等 (貸借)	債券等	株式等 (売買)	株式等 (貸借)	債券等
国内取引（登録決済情報利用）	14 円	17 円	17 円	10 円	13 円	12 円
国内取引（登録決済情報非利用）	25 円	28 円	27 円	21 円	24 円	22 円
非居住者取引	29 円	—	35 円	22 円	—	28 円

※ 株式等（貸借）に係る手数料の料率は、決済金額自動計算機能を利用しない場合には、1件当たりそれぞれ3円ずつ低い金額となる。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

以 上